

令和 5 年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 5 年 3 月 6 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 5 年 3 月 1 7 日 (金) 1 4 時 0 0 分
閉 会	令和 5 年 3 月 1 7 日 (金) 1 4 時 5 5 分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男</p> <p>2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文</p> <p>4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦</p> <p>6 番 石 橋 里 美 7 番 柳 雅 明</p> <p>8 番 山 本 一 洋 9 番 石 丸 時 次 郎</p> <p>1 0 番 奥 村 忠 義 1 1 番 山 本 久 矢</p> <p>1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 寺 原 裕 明</p>
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜 久 己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 川 波 剛</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 仲 村 浩 之</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 古 川 秀 志 農 林 商 工 課 長 堀 内 明</p> <p>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 山 本 孝</p> <p>議会事務局議会係長 田 中 晴 美</p>

会 議 録

令和5年第1回定例会

[閉会日]

令和5年3月17日（金）

開 議	
議 長	<p>本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(14:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。 田頭町長</p>
町 長	<p>こんにちは。 本日は、令和5年第1回筑前町定例会の最終日でございますが、開会日においておりましたように追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いたします。 議案第24号、筑前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定が適用されない事項について条例で定める必要が生じたため、新たな条例を制定することについて、議会の議決を求めるものです。 議案第25号、筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康保険法施行令等の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものです。 以上、追加議案を上程させていただきますので、慎重にご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。 よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>町長の提案理由の説明が終わりました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第1号「町道の路線認定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第1号「町道の路線認定について」を採決します。 議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 議案第2号「町道の路線変更について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。</p>

	(討論なし)
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第2号「町道の路線変更について」を採決します。</p> <p>議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 議案第3号「筑前町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第3号「筑前町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 議案第4号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>議案書の16ページの別表です。</p> <p>筑前町地域公共交通会議、日額が3,000円から2万円となっています。説明では学識経験者に対しては2万円ということでしたが、その中間、3,000円、5,000円、7,000円とかあるんでしょうか。</p>
議 長	企画課長
企画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>学識経験者等が2万円ということではなくて、そういった幅、3,000円から2万円の範囲内で報酬を支払うものです。</p> <p>基本的には3,000円です。そしてその間で、どういった方がなられるかによって検討していくというようなこととなります。</p>
議 長	河内議員
河内議員	<p>どういった方、どういった方が幾らいくらという金額は決まっているんですか。</p>
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。それは決まっておりません。
議 長	最後です。
河内議員	その金額はどこで決めるんですか。

議 長	企画課長
企画課長	基本的には3,000円というふうに決めております。そして、状況に応じまして、必要に応じまして、5,000円払わなくてはいけないというふうに決めていきたいと思っております。事務局のほうですわね。
議 長	許可します。
河内議員	じゃあ、金額が決まった時点でまた議会上げるんですか。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 内部で決めていきます。例を言いますと、大学教授ですとか、お医者さんですとか、そういった方について3,000円ではちょっと不足かなというような場合について、金額を設定していきます。
議 長	河内議員
河内議員	また議会上げるんですかって聞いたんですけど。
議 長	企画課長
企画課長	議会上げることはありません。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第4号「筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第5号「筑前町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第5号「筑前町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7	
議長	<p>日程第7 議案第6号「筑前町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第6号「筑前町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第7号「筑前町めくばー条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第7号「筑前町めくばー条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第8号「筑前町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第8号「筑前町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定につ</p>

	いて」を採決します。 議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第10	
議 長	日程第10 議案第9号「筑前町重度障害医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第9号「筑前町重度障害医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第11	
議 長	日程第11 議案第10号「筑前町安の里ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第10号「筑前町安の里ふれあい農園の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第12	
議 長	日程第12 議案第11号「筑前町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。

	これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第11号「筑前町消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第13	
議 長	日程第13 議案第12号「筑前町コスモスプラザ条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の36ページです。今、浴室が使われていないんですね。めくばり館のほうを毎日しているんですけども、今後、コスモス館の浴室はどうなるかお尋ねします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 コスモスプラザの入浴施設は、前にご説明いたしましたように、建設から年数もたっておりまして、修理するとかかなりの経費がかかるようになっております。入館者につきましても、コロナの関係があつて減っている状況です。 今現在におきましては、めくばり館のほうをちくちゃんバス等を利用してご利用いただいている状況で、今後のコスモスプラザの入浴施設につきましては見通しがついておりません。 以上でございます。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第12号「筑前町コスモスプラザ条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第14	
議 長	日程第14 議案第13号「令和4年度筑前町一般会計補正予算(第12号)」を議題とします。 これから質疑を行います。 石橋議員
石橋議員	予算資料の7ページに、衛生費のところ母子衛生費、出産・子育て応援交付金

	<p>事業285万5,000円、これに子育て支援アプリ導入業務委託料及び使用料となっております。</p> <p>私も2020年9月に、母子健康手帳のアプリ導入で質問をさせていただいたんですけども、今回はこうやって子育て支援のアプリ導入ということで補正を組んでいただいているんですけども、これのアプリの内容を、今の時点で結構ですので、どういうアプリなのか、説明をお願いいたします。</p>
議長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今回、補正に計上しております子育て支援アプリは、2月より実施しております出産・子育て応援交付金事業の一つである伴走型支援のうち、子育て支援等に関する情報を随時発信するプッシュ型の情報発信を行うツールとして使用していきたいと考えております。また、情報発信だけでなく、保護者の入力为前提とはなりますが、児童の健診や予防接種記録を管理する電子母子手帳機能や、オンラインアンケート機能を備えたものを想定しております。</p> <p>今回のアプリ導入に関する予算は、自治体規模に応じ基準額の設定はございますが、全額国補助で行われるものです。この機会に、利用される子育て世帯のニーズに即したものを選定し、将来的にはマイナポータルとの連携も視野に入れて、内容を検討したいと考えております。</p>
議長	石橋議員
石橋議員	<p>今の回答で、マイナンバーとひもづけするということによろしいんですね。本当に今、若い子育て世代の方はなかなか紙面では情報を見なくて、ほとんどアプリ、スマホなどで情報を共有しておりますので、ぜひ、早急に進めていただきたいと思っております。</p>
議長	健康課長
健康課長	<p>マイナンバー、マイナポータルとの連携につきましては、今後、将来そうなればいいなということですので、まだ今の時点ではひもづけされることが決定しておるわけではございませんので、その点についてはご了承いただきたいと思います。</p>
議長	石橋議員
石橋議員	今の時点ではアプリ単独ということになるんですか。
議長	健康課長
健康課長	<p>今の時点においてはアプリ単独になります。国の構想等で、子育て支援に関する情報については、マイナポータル等で情報連携を特に進めていくというふうになっておりますので、国の状況等を鑑みながら、アプリのほうでもし取り入れることができるようであれば、そのときにまた検討させていただきたいと思っております。</p>
議長	<p>4回目ですよ。</p> <p>石橋議員、どうぞ。</p>
石橋議員	今の時点で、導入するとしたら、大体いつ頃かというのは考えてありますか。
議長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>アプリに関する予算については繰越予算をさせていただいて、来年度に入ってからアプリの内容を選定しながら導入を進めていきたいと思っておりますが、業者から話を伺う中では、まず、選定してから導入までに3か月以上はかかると聞いておりますので、来年度後半ぐらいになるのではないかと見込んでおります。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>予算資料の4ページ、5ページです。</p> <p>国支出金の一番下、消防団施設整備費補助金、それと、5ページの県支出金の主</p>

	なものの下から2段階目、消防団施設整備費補助金。課長の説明では、県の支出金を国庫支出金に組み替えたという説明でしたが、金額が違うので説明をお願いいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	<p>お答えいたします。</p> <p>事業担当課であります環境防災課のほうからご説明させていただきます。</p> <p>消防団の施設整備補助金につきましては、当初、県の補助金を予定しておりましたけれども、最終的には国庫支出金ということになりまして、その減額分につきましては事業費が入札等で減額になりまして、補助率が3分の1ということになりましたので、193万3,000円から額が確定した164万9,000円に減額なったものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第13号「令和4年度筑前町一般会計補正予算(第12号)」を採決します。</p> <p>議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第15	
議 長	<p>日程第15 議案第14号「令和4年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第14号「令和4年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を採決します。</p> <p>議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第16	
議 長	<p>日程第16 議案第15号「令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算(第3号)について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p>

	<p>質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第15号「令和4年度筑前町下水道事業会計補正予算(第3号)について」を採決します。 議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第17	
議 長	<p>日程第17 議案第16号「令和4年度筑前町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから議案第16号「令和4年度筑前町水道事業会計補正予算(第1号)」を採決します。 議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第18～ 日程第24	
議 長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第18から日程第24までを一括議題とします。 一括議題とした日程第18 議案第17号から日程第24 議案第23号について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。 寺原委員長</p>
寺原委員長	<p>予算審査特別委員会委員長として、会議規則第75条の規定により、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。 お手元に配付しております議会提出議案書1ページをご覧ください。 本会議で一括議題として付託されました議案第17号から議案第23号につきまして、3月13日及び14日に委員会を開催し、審議をいたしました。 慎重に審査した結果、委員会審査報告書のとおり、本件は原案のとおり可決されました。 以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。</p>

	<p>一括議題とした議案に対する委員長の報告は、原案可決です。</p> <p>予算審査特別委員会において詳細な質疑がなされたので、質疑を省略します。</p> <p>議案第17号「令和5年度筑前町一般会計予算について」討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>反対の立場から討論します。</p> <p>住宅リフォーム制度の復活、子育て応援など、会計全般についてはおおむね賛成できます。しかし、一つの任意団体である部落解放同盟に対する600万円を超える補助金はあまりにも多額であり、そのほとんどが自主的活動、事業に対する補助費ではなく、人件費に使われています。大いに疑問に思います。また、3市町村で、補助金削減に関する協議もされていないというのでは、到底町民の皆さんの理解を得られるものではないと判断します。</p> <p>また、20億円を超える財政基金は、年度末にさらに積み立てるのではなく、積立て予定額は町民の皆さんのために、年度内に様々な施策を行っていただきたいと考えます。</p> <p>よって反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>寺原議員</p>
寺原議員	<p>差別の解消、人権擁護の取り組みは、行政機関だけでなく、運動体を含む各種団体や自治組織などとの連携が重要であります。部落解放同盟に関しましてもそういった目的を持って設置されていると考えますし、活動実態の審査や会計指導等が行われており、補助は適正なもの認められます。</p> <p>また、本予算につきましては、令和5年度予算審査特別委員会において審議、承認がなされているところです。</p> <p>よって、賛成の意思を表明して討論といたします。</p>
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第17号「令和5年度筑前町一般会計予算について」を採決します。</p> <p>議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第18号「令和5年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>反対の立場から討論します。</p> <p>高過ぎる国民健康保険税に、町民の方々は悲鳴を上げています。</p> <p>近年の国民健康保険税の引き上げと担当部署のたゆまない努力の中で、ここ何年かは黒字決算で推移しています。</p> <p>これまで、全国知事会、全国市町村会、また、筑前町議会としても、国保財政への国庫負担率の引き上げを国に求めてきたところでもあります。引き続き、国に対して国庫負担率の引き上げを求めていくとともに、黒字分は基金として積み立てるのではなく、国民健康保険税の引き下げに充当すべきと考えます。</p> <p>よって反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p>

	7番柳議員
柳議員	<p>賛成の立場から討論いたします。</p> <p>地域住民の健康維持、増進に重要な役割を果たしております国民健康保険事業は、コロナ禍の中、令和5年度当初予算においても、一般会計からの赤字補填目的の法定外繰入金の上はなく、安定した国保財政運営に努めており、重症化予防や医療費抑制を図るために特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上対策をはじめ、健康寿命延伸を図るため健康増進事業の取り組みを継続的に努める予算となっております。</p> <p>今後の医療費抑制効果に期待をいたし、適正な内容と判断し、賛成の討論といたします。</p>
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第18号「令和5年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算について」を採決します。</p> <p>議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第19号「令和5年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>反対の立場から討論します。</p> <p>そもそも、75歳という年齢だけで医療を差別する後期高齢者医療制度そのものに反対です。しかもこの制度は、75歳以上の人口が増えれば増えるほど保険料が上がり続けるという制度です。一方、高齢者の多くの方が生活費としている年金は毎年毎年下がり続けています。</p> <p>このままでは高齢者の生活そのものが成り立たなくなってしまう。一日も早く元の老人保健制度に戻すべきと考えます。</p> <p>よって反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>山本一洋議員</p>
山本一洋議員	<p>賛成の立場から討論いたします。</p> <p>筑前町の後期高齢者被保険者1人あたりの医療費は、県内でも10位以内が続いているという大きな課題を抱えている状況にあります。この対策として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業や集団健診を行うことにより、医療費抑制を図る取り組みがなされております。</p> <p>このことから、広域連合と連携しながら、医療費抑制対策を含め、高齢者の方々に安心して必要な医療を受けていただくためにも適正な内容と判断し、賛成討論といたします。</p>
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第19号「令和5年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算について」を採決します。</p> <p>議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

議 長	次に、議案第20号「令和5年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員
河内議員	反対の立場から討論します。 平成28年が償還期限となっている住宅新築資金等貸付事業です。本来なら、平成28年度には完了していなければならない事業です。それがいまだに51件、1億円以上もの貸付残が残っているということです。このままの推移でいけば、完納まであと23年もかかるという説明でした。 本当にこれでいいのでしょうか。このままでは貸し付け時の経緯もよく分からない後に続く職員の負担が大きくなることは目に見えています。今回、弁護士委託料も計上されています。法的手段に訴えてでも早期の解決が必要と考えます。 よって反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 原口議員
原口議員	賛成の立場から討論いたします。 令和5年度の特別会計予算につきましては、専門知識を持つ弁護士の活用及び収納対策アドバイザーの活用や面談による納付計画の見直しなどにより必要なものであり、貸付金の早期回収のために効果的、適切な予算だと考えます。 よって、賛成討論といたします。
議 長	これで討論を終わります。 これから、議案第20号「令和5年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を採決します。 議案第20号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手多数です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第21号「令和5年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第21号「令和5年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算について」を採決します。 議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第22号「令和5年度筑前町下水道事業会計予算について」討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第22号「令和5年度筑前町下水道事業会計予算について」を採決します。 議案第22号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

	(賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、議案第23号「令和5年度筑前町水道事業会計予算について」討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第23号「令和5年度筑前町水道事業会計予算について」を採決します。 議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第25	
議 長	日程第25 議案第24号「筑前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	<p>それでは、追加議案書の2ページをお願いしたいと思います。</p> <p>議案第24号「筑前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、先ほど町長が説明をしましたとおりでございます。</p> <p>議案書の3ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>筑前町個人情報の保護に関する法律施行条例についてでございます。</p> <p>この条例の制定に至る経過、背景を最初にご説明申し上げたいと思います。</p> <p>これまで、個人情報の保護につきましては、自治体が独自に制定しました条例により管理、運用をしておりましたけれども、令和3年5月19日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、この中で個人情報保護法が改正となり、令和5年4月1日から施行することとなりました。これに伴い、個人情報の保護は法律により全国一律的な運用となり、各自治体の個人情報保護条例は一旦リセットされることとなります。</p> <p>今回提出する条例案は、法律の規定により自治体が定めることとなっております個人情報の開示請求に係る手数料の規定と、現行の町条例に規定をいたしております罰則が法律及び新条例施行後も適用となる経過措置を定めるものでございます。</p> <p>なお、経過措置といたしまして、罰則規定を存続させるにあたりまして、上位法法律との整合性を図る観点から、福岡地方検察庁との協議を踏まえ、3月6日付通知におきまして条例制定については問題なき旨の見解が示され、今回、この条例案を提出するものでございます。</p> <p>それでは、内容についてご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>制定の内容につきましては、本則の第1条に趣旨を、第2条に定義を位置づけさせていただいております。</p> <p>第3条に開示請求に係る手数料等の規定をしており、手数料については原則無料でございます。ただし、写しの交付に要する費用、例えば、コピー代、電子ファイルの複製作成及び送付に要する費用等につきましては、実費をご負担していただく</p>

	<p>ものとしたしているところがございます。</p> <p>次に、附則の第1条、この条例は令和5年4月1日から施行するものがございます。</p> <p>第2条に、現行の筑前町個人情報保護条例は廃止となるところがございます。</p> <p>第3条に、筑前町個人情報保護条例の廃止に伴いまして経過措置として、令和5年4月1日以前、旧条例の適用期間において業務に関して知り得た個人情報をみだりにほかに漏らす、目的外の持ち出しや使用をしてはならないことから、この規定の対象となる者を、実施機関であります町の職員。過去に職員であった者を含みます。次に、実施機関からの委託を受けて個人情報の処理を含む業務に従事していた者。三つ目に、実施機関の指定管理業務に従事していた者を対象といたしております。</p> <p>罰則内容といたしましては、個人の秘密に関する情報を提供した場合、2年以下の懲役または100万円以下の罰金、個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益のため提供、盗用した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を規定したものでございます。</p> <p>以上が、今回提案いたします筑前町個人情報保護に関する法律施行条例の内容でございます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>説明の中で、個人情報の保護に関する法律が令和3年に一部改正されたということでした。令和3年に改正されたのであれば、それ以降、5年まで待たなくてもできたのではと思うのですが、遅くなった理由、また、追加議案で提出した理由をお尋ねします。</p>
議長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>お答え申し上げたいと思います。</p> <p>令和3年5月19日に公布されたものは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律でございます。そのことを受けまして、個人情報保護法がその後改正となりまして、令和5年4月1日からの施行を控えているということでございます。よって、その施行に伴いまして、今回関係します筑前町個人情報保護条例等についても廃止をし、不足します内容について新たに保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>個人情報の保護に関する法律が改正されたのはいつですか。</p>
議長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>大変申し訳ございません。</p> <p>手持ちの資料を持っておりませんので即答ができません。お時間をいただければ回答させていただきたいと思います。</p>
議長	<p>河内議員、進んでいいんですか。</p>
議長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>

	(討論なし)
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>議案第24号「筑前町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第26	
議長	<p>日程第26 議案第25号「筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>健康課長</p>
健康課長	<p>それでは、追加議案書の5ページをお願いします。</p> <p>議案第25号「筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長説明のとおりでございます。</p> <p>続いて、6ページをお願いいたします。新旧対照表となっております。</p> <p>今回の一部改正につきましては、出産育児一時金の増額になります。</p> <p>一時金の増額につきましては、国の社会保障審議会医療保険部会の論議の整理において、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月より全国一律で50万円に引き上げるべきとされたものに基づき、上位法である健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことにより、改正をするものです。</p> <p>この新たな内容の変更条文が第5条であり、今回、支給額を48万8,000円に変更することで、現在、規則で規定している産科医療補償制度の掛金1万2,000円が加算され、変更後は、総額50万円の出産育児一時金の給付となります。</p> <p>附則として、この条例は令和5年4月1日から施行し、経過措置として施行日前の出産育児一時金の額については、従前の例によるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>議案第25号「筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。</p> <p>議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p>

	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第27	
議長	<p>日程第27 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査申出書」を議題とします。</p> <p>議会提出議案書の2ページをお開きください。</p> <p>議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。</p>
日程第28	
議長	<p>日程第28 「常任委員会の閉会中の所管事務継続調査申出書」を議題とします。</p> <p>議会提出議案書の3ページ及び4ページをお開きください。</p> <p>各常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条の規定により、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。</p>
閉会	
議長	<p>これで本日の会議は全部終了いたしました。</p> <p>田頭町長</p>
町長	<p>令和5年第1回定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>全ての議案を承認、可決いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>特に令和5年度当初予算につきましては、予算委員会での慎重審議をいただき、可決いただき、重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>予算の執行にあたりましては、審議会等でのご意見等を留意し、推進してまいります。</p> <p>また、今後、コロナ対応、災害、物価高騰、子育て支援等、様々な国策が施行されることが予測されます。このことにつきましても、補正予算等の的確な対応を取り組んでまいりますので、ご指導ご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお執行部のほうも本体制での議会答弁等は最終となる予定であります。大変お世話になり、ご指導いただきましたことにお礼を申し上げます。</p> <p>それでは、大変お疲れさまでございました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>町長からの挨拶が終わりました。</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>令和5年第1回筑前町議会定例会を閉会します。</p> <p>お疲れさまでした。</p>

(14:55)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議 長

田中政浩

1 番 議 員

原田 邦男

2 番 議 員

池松和彦